

H 2 8 新旧対照表

宮城県農業農村整備事業等用地調査等共通仕様書 改定後

第1章 (略)

(適用範囲)

第1条 この宮城県農業農村整備事業等用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宮城県が発注する農業農村整備事業（以下「県営事業」という。）の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書等の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成並びに写真台帳の作成等の業務（以下「用地調査等業務」という。）の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。

第2条 ～ 第7条 (略)

(管理技術者)

第8条

1 ～ 6 (略)

7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

第9条

1 ～ 6 (略)

7 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第10条、第11条 (略)

(測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）への登録）

第12条 受注者は、契約時または変更時において、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、調査職員の確認を受けた上、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、調査職員の確認を受けた上、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、変更登録時は、履行期間、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、委託料のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関に登録後、TECRISより、「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

2 【削除】

宮城県用地調査等共通仕様書 改訂前

第1章 (略)

(適用範囲)

第1条 この宮城県用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宮城県が発注する農業農村整備事業（以下「県営事業」という。）の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書等の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成並びに写真台帳の作成等の業務（以下「用地調査等業務」という。）の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。

第2条 ～ 第7条 (略)

(管理技術者)

第8条

1 ～ 6 (略)

(新 設)

(照査技術者 _____)

第9条

1 ～ 6 (略)

(新 設)

第10条、第11条 (略)

(業務実績データの作成及び登録)

第12条 受注者は、委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、調査職員に提出しなければならない。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続を行うものとする。

第13条、第14条 (略)

(地元関係者との交渉等)

第15条 (略)

2 (略)

3 受注者は、設計図書のと定め、又は調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明等を行う場合には、説明等の内容を 随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

4 ~ 5 (略)

第16条 ~ 第18条 (略)

(検査)

第19条 (略)

2 発注者は、用地調査業務等の検査に先立って受注者に対して 検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに検屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備するものとし、提供しなければならない。また、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

3 (略)

第20条 ~ 第23条 (略)

(業務の中止)

第24条 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に 通知し、必要と認める期間、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による用地調査等業務の中断については、第32条に定めるところにより、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) ~ (6) (略)

2 ~ 3 (略)

第25条 ~ 第27条 (略)

(再委託)

第28条 (略)

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理 (単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3 ~ 4 (略)

第29条 ~ 第34条 (略)

(個人情報の取扱い)

第35条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行う。

第13条、第14条 (略)

(地元関係者との交渉等)

第15条 (略)

2 (略)

3 受注者は、設計図書のと定め、又は調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明等を行う場合には、説明等の内容を 書面により 随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

4 ~ 5 (略)

第16条 ~ 第18条 (略)

(検査)

第19条 (略)

2 発注者は、用地調査業務等の検査に先立って受注者に対して 書面をもって 検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに検屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備するものとし、提供しなければならない。また、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

3 (略)

第20条 ~ 第23条 (略)

(業務の中止)

第24条 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に 書面をもって 通知し、必要と認める期間、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による用地調査等業務の中断については、第32条に定めるところにより、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) ~ (6) (略)

2 ~ 3 (略)

第25条 ~ 第27条 (略)

(再委託)

第28条 (略)

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理 、トレース、資料整理 などの簡易な業務 の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3 ~ 4 (略)

第29条 ~ 第34条 (略)

(新設)

第58号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合は、これに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受注者は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第40条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的で使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

第36条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第40条で示す業務計画書に流出防止対策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(新 設)

(1) 関係法令等の遵守

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(2) 行政情報の目的外使用の禁止

受注者は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的外に使用してはならない。

(3) 社員等に対する指導

① 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

② 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

③ 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託する場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(4) 契約終了時等における行政情報の返却

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(5) 電子情報の管理体制の確保

① 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第40条で示す業務計画書に記載するものとする。

② 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
ア 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
イ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
ウ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(6) 電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

ア 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
ウ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
エ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
オ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(7) 事故の発生時の措置

① 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

② この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

(保険加入の義務)

第37条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2章 (略)

第1節 (略)

第38条 (略)

第39条 (略)

(業務計画書)

(新 設)

第2章 (略)

第1節 (略)

第35条 (略)

第36条 (略)

(業務計画書)

第40条 (略)

2 (略)

(1) ~ (12) (略)

なお、(2)実施方針又は(12)その他には、第31条安全等の確保、第35条個人情報の取扱い及び第36条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

3 ~ 5 (略)

第41条 (略)

(土地への立入り等)

第42条 (略)

2 受注者は、用地調査等業務の実施のため植物伐採、かき、さく等(以下「障害物」という。)の除去又は土地又は工作物を一時使用する場合には、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該権利者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入等について、当該権利者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。

3 ~ 5 (略)

第43条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定又は県営事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議の上、市場調査により求めるものとする。

第2節 (略)

第44条 (略)

第45条 (略)

第46条 (略)

(補償額算定調査に計上する数値)

第47条 補償額算定調査に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、

第44条による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、第45条第3項で算出した数値とする。
(2) (略)

(補償額等の端数処理)

第48条 建物等の補償額の算定を行う場合の _____ 端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切捨てとする。

(1) 補償単価及び資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切捨て
10,000円以上のとき	100円未満切捨て

(2) 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切捨てとする。

【削除】

【削除】

第37条 (略)

2 (略)

(1) ~ (12) (略)

【新設】

3 ~ 5 (略)

第38条 (略)

(土地への立入り等)

第39条 (略)

2 受注者は、用地調査等業務の実施のため植物伐採、かき、さく等(以下「障害物」という。)の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該権利者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入等について、当該権利者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。

3 ~ 5 (略)

第40条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定又は直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議の上、市場調査により求めるものとする。

第2節 (略)

第41条 (略)

第42条 (略)

第43条 (略)

(補償額算定調査に計上する数値)

第44条 補償額算定調査に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、

第41条による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、第42条第3項で算出した数値とする。
(2) (略)

(補償額等の端数処理)

第45条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

(1) 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切捨て
10,000円以上のとき	100円未満切捨て

(2) 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切捨てとする。

(3) 建物の1平方メートル当たりで算出する単価(現在価格等)は、100円未満切捨てとする。

(4) 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき

1円未満切捨て

第3章 (略)

第1節 (略)

- 第49条 (略)
第50条 (略)
第51条 (略)

(建物の登記記録の調査)

第52条 建物登記簿の調査は、第50条で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) ～ (16) (略)

- 第53条 (略)
第54条 (略)
第55条 (略)

第2節 (略)

(転写連続地図の作成)

第56条 第50条第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) (略)
(2) 第51条第3号で調査した登記名義人の氏名等
(3) (略)

(調査書の作成)

第57条 第51条から第54条までに調査した事項については、土地登記簿調査表(様式第8号の1、第8号の2)、建物登記簿調査表(様式第9号の1、第9号の2)、権利者調査表(様式第10号の1、第10号の2)、墓地管理者調査表(様式第11号の1)及び墓地使用(祭祀)者調査表(様式第11号の2)に所定の事項を記載するものとする。

- 2 (略)
3 土地利用履歴等の調査表は、第55条の結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 (略)

第1節 (略)

第58条 (略)

(資料の作成及び立会い)

第59条 (略)

- 2 (略)
3 前条の打合せの結果、第56条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第63条第2項に準じた同意を得るものとする。

100円以上10,000円未満のとき
10,000円以上のとき

10円未満切捨て
100円未満切捨て

第3章 (略)

第1節 (略)

- 第46条 (略)
第47条 (略)
第48条 (略)

(建物の登記記録の調査)

第49条 建物登記簿の調査は、第47条で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) ～ (16) (略)

- 第50条 (略)
第51条 (略)
第52条 (略)

第2節 (略)

(転写連続地図の作成)

第53条 第47条第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) (略)
(2) 第48条第3号で調査した登記名義人の氏名等
(3) (略)

(調査書の作成)

第54条 第48条から第51条までに調査した事項については、土地登記簿調査表(様式第8号の1、第8号の2)、建物登記簿調査表(様式第9号の1、第9号の2)、権利者調査表(様式第10号の1、第10号の2)、墓地管理者調査表(様式第11号の1)及び墓地使用(祭祀)者調査表(様式第11号の2)に所定の事項を記載するものとする。

- 2 (略)
3 土地利用履歴等の調査表は、第52条の結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 (略)

第1節 (略)

第55条 (略)

(資料の作成及び立会い)

第56条 (略)

- 2 (略)
3 前条の打合せの結果、第53条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第60条第2項に準じた同意を得るものとする。

第60条 (略)

(立会い準備)

第61条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第51条から第54条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 (略)

第62条 (略)

第63条 (略)

第2節 (略)

第64条 (略)

第65条 (略)

(用地境界仮杭の設置)

第66条 境界測量等の作業が完了し用地取得等の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

(1) ~ (3) (略)

2 (略)

第3節 (略)

第67条 (略)

第4節 (略)

(用地実測図等の作成)

第68条 (略)

(1) (略)

- ① 土地の測量に従事した者の記名押印
- ② 道路名及び水路名
- ③ 建物及び工作物

(2) ~ (3) (略)

2 (略)

第69条 (略)

第70条 (略)

第71条 (略)

第5章 (略)

第72条 (略)

第73条 (略)

(協議)

第74条 受注者は、第72条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。

第75条 (略)

第57条 (略)

(立会い準備)

第58条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第48条から第51条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 (略)

第59条 (略)

第60条 (略)

第2節 (略)

第61条 (略)

第62条 (略)

(用地境界仮杭の設置)

第63条 境界測量等の作業が完了し用地取得等の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきT S等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

(1) ~ (3) (略)

2 (略)

第3節 (略)

第64条 (略)

第4節 (略)

(用地実測図等の作成)

第65条 (略)

(1) (略)

- ① 土地の測量に従事した者の記名押印
- ② 道路名、水路名
- ③ 建物及び工作物

(2) ~ (3) (略)

2 (略)

第66条 (略)

第67条 (略)

第68条 (略)

第5章 (略)

第69条 (略)

第70条 (略)

(協議)

第71条 受注者は、第69条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。

第72条 (略)

第6章 (略)

第1節 (略)

第76条 (略)

第77条 (略)

第78条 (略)

(木造建物)

第79条 木造建物〔I〕の調査は、建物移転料算定要領（平成28年3月31日付け27農振第2406号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「建物要領」という。）別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 ～ 3 (略)

第80条 (略)

(非木造建物)

第81条 非木造建物〔I〕の調査は、建物移転料算定要領（平成28年3月31日付け27農振第2406号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「建物要領」という。）別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 (略)

第82条 (略)

(生産設備)

第83条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 規模（形状及び寸法）、材質及び数量

(4) ～ (8) (略)

第84条 (略)

第85条 (略)

第86条 (略)

(立竹木等)

第87条 (略)

(1) 庭木等（観賞樹、効用樹及び風致木等）の調査

① ～ ④ (略)

(2) 用材林立木の調査

① 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、調査対象の土地1ヘクタール当たりの植栽本数、管理の状況（表2の判定基準による区分）等を調査する。

表2 (略)

② (略)

ア 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

イ (略)

(3) (略)

(4) 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡（又は植付年次）、管理の状況等を調査する。また、樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第84条の例により調査する。

第6章 (略)

第1節 (略)

第73条 (略)

第74条 (略)

第75条 (略)

(木造建物)

第76条 木造建物〔I〕の調査は、木造建物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2270号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 ～ 3 (略)

第77条 (略)

(非木造建物)

第78条 非木造建物〔I〕の調査は、非木造建物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2271号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 (略)

第79条 (略)

(生産設備)

第80条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 規模（形状、寸法）、材質及び数量

(4) ～ (8) (略)

第81条 (略)

第82条 (略)

第83条 (略)

(立竹木等)

第84条 (略)

(1) 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木等）の調査

① ～ ④ (略)

(2) 用材林立木の調査

① 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、調査対象の土地1ヘクタール当たりの植栽本数、管理の状況（表2の判定基準による区分）等を調査する。

表2 (略)

② (略)

ア 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

イ (略)

(3) (略)

(4) 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡（又は植付年次）、管理の状況等を調査する。_____樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第81条の例により調査する。

(5) ～ (9) (略)

第88条 (略)

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第89条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 用紙は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本工業規格A列2番によることができる(以下この節において同じ。)

(4) ～ (7) (略)

(法令に基づく施設改善)

第90条 法令に基づく施設改善の調査書は、第78条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 (略)

(木造建物)

第91条 木造建物の図面及び調査書は、第79条の調査結果を基に作成するものとする。

1 ～ 3 (略)

(木造特殊建物)

第92条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第80条の調査結果を基に作成するものとする。

2 ～ 3 (略)

(非木造建物)

第93条 非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、第81条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、第81条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第94条 機械設備の図面及び調査書は、第82条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第95条 生産設備の図面及び調査書は、第83条の調査結果を基に作成するものとする。

2 ～ 3 (略)

(附帯工作物)

第96条 附帯工作物の図面及び調査書は、第84条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第97条 庭園の調査書は、第85条の調査結果を基に工作物調査表(様式第15号)及び立竹木調査表(様式第16号の1)を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第98条 墳墓の図面及び調査書は、第86条の調査結果を基に作成するものとする。

2 (略)

3 調査書は、工作物調査票(様式第15号)、立竹木調査表(様式第16号の1)及び墳墓調査票(様式第17号)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成

(5) ～ (9) (略)

第85条 (略)

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第86条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 用紙は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本工業規格A列2番によることができる(以下この節において同じ。)

(4) ～ (7) (略)

(法令に基づく施設改善)

第87条 第75条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 (略)

(木造建物)

第88条 木造建物の図面及び調査書は、第76条の調査結果を基に作成するものとする。

2 ～ 3 (略)

(木造特殊建物)

第89条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第77条の調査結果を基に作成するものとする。

2 ～ 3 (略)

(非木造建物)

第90条 非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、第78条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、第78条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第91条 機械設備の図面及び調査書は、第79条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第92条 生産設備の図面及び調査書は、第80条の調査結果を基に作成するものとする。

2 ～ 3 (略)

(附帯工作物)

第93条 附帯工作物の図面及び調査書は、第81条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第94条 庭園の調査書は、第82条の調査結果を基に工作物調査表(様式第15号)及び立竹木調査表(様式第16号の1)を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第95条 墳墓の図面及び調査書は、第83条の調査結果を基に作成するものとする。

2 (略)

3 調査書は、墳墓調査表(様式第17号)、工作物調査表(様式第15号)及び立竹木調査表(様式第16号の1)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成す

するものとする。

(立竹木等)

第9.9条 立竹木等の図面及び調査書は、**第8.7条**の調査結果を基に作成するものとする。

2 **第8.7条**第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

(1) 標準地の位置及び面積

(2) 標準地を奉準として樹木数量等を決定した範囲及び面積

3 (略)

(石綿)

第10.0条 石綿の図面及び調査書は、**第8.8条**の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

第3節 算定

(移転先の検討)

第10.1条 (略)

2 ~ 3 (略)

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、**第8.9条**で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第10.2条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、**第9.0条**の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第10.3条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第9.1条**で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(木造特殊建物)

第10.4条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第9.2条**で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(非木造建物)

第10.5条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第9.3条**で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔I〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔II〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第10.6条 **第10.1条**第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各

るものとする。

(立竹木等)

第9.6条 立竹木等の図面及び調査書は、**第8.4条**の調査結果を基に作成するものとする。

2 **第8.4条**第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

(1) 標準地の位置、面積

(2) 標準地を奉準として樹木数量等を決定した範囲、面積

3 (略)

(石綿)

第9.7条 石綿の図面及び調査書は、**第8.5条**の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

第3節 算定

(移転先の検討)

第9.8条 (略)

2 ~ 3 (略)

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、**第8.6条**で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第9.9条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、**第8.7条**の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第10.0条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第8.8条**で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法 _____ により行うものとする。

(木造特殊建物)

第10.1条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第8.9条**で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法 _____ により行うものとする。

(非木造建物)

第10.2条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第9.0条**で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔I〕については非木造建物要領により、非木造建物〔II〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法 _____ により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第10.3条 **第9.8条**第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号

号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

(1) ～ (2) (略)

(機械設備)

第107条 機械設備の補償額の算定は、第94条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第108条 生産設備の補償額の算定は、第95条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

2 (略)

(附帯工作物)

第109条 附帯工作物の補償額の算定は、第96条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第110条 庭園の補償額の算定は、第97条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

(墳墓)

第111条 墳墓の補償額の算定は、第98条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

(立竹木等)

第112条 立竹木等の補償額の算定は、第99条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等により行うものとする。

第7章 (略)

第1節 (略)

第113条 (略)

(営業に関する調査)

第114条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) (略)

① (略)

② 直近3か年の事業年度の損益計算書(写し)及び貸借対照表(写し)

③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳(写し)及び固定資産台帳(写し)。特に必要と認める場合は直近3か年。

④ (略)

ア 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳

イ 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛幅、買掛幅及び経費帳

(4) (略)

2 ～ 3 (略)

(居住者等に関する調査)

第115条 (略)

に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

(1) ～ (2) (略)

(機械設備)

第104条 機械設備の補償額の算定は、第91条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第105条 生産設備の補償額の算定は、第92条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

2 (略)

(附帯工作物)

第106条 附帯工作物の補償額の算定は、第93条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第107条 庭園の補償額の算定は、第94条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

(墳墓)

第108条 墳墓の補償額の算定は、第95条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

(立竹木等)

第109条 立竹木等の補償額の算定は、第96条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等により行うものとする。

第7章 (略)

第1節 (略)

第110条 (略)

(営業に関する調査)

第111条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) (略)

① (略)

② 直近3か年の事業年度の損益計算書(写し)、貸借対照表(写し)

③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳(写し)、固定資産台帳(写し)。特に必要と認める場合は直近3か年。

④ (略)

ア 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

イ 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛幅、買掛幅、経費帳

(4) (略)

2 ～ 3 (略)

(居住者等に関する調査)

第112条 (略)

- (1) 氏名・住所（建物番号及び室番号）
 - (2) 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
 - (3) ～ (5) (略)
- 2 ～ 3 (略)

（動産に関する調査）

- 第116条 (略)
- (1) 所有者の氏名等及び住所等（建物番号及び室番号）
 - (2) ～ (3) (略)
 - (4) 一般動産については、品目、形状、寸法、容量及び重量
 - (5) (略)

第2節 (略)

第117条 (略)

第3節 (略)

第118条 (略)

第8章 (略)

第119条 (略)
第120条 (略)
第121条 (略)

第9章 (略)

第1節 (略)

第122条 (略)
第123条 (略)

（敷地使用実態の調査）

- 第124条 (略)
- (1) ～ (3) (略)
 - (4) (略)
 - ① ～ ② (略)
 - ③ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料並びに製品等の品目及び数量
 - ④ (略)
 - (5) ～ (7) (略)

（建物調査）

第125条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に在する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第79条から第81条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 ～ 3 (略)

第126条 (略)
第2節 (略)

- (1) 氏名・住所（建物番号、室番号）
 - (2) 居住者の家族構成（氏名、生年月日）
 - (3) ～ (5) (略)
- 2 ～ 3 (略)

（動産に関する調査）

- 第113条 (略)
- (1) 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）
 - (2) ～ (3) (略)
 - (4) 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量
 - (5) (略)

第2節 (略)

第114条 (略)

第3節 (略)

第115条 (略)

第8章 (略)

第116条 (略)
第117条 (略)
第118条 (略)

第9章 (略)

第1節 (略)

第119条 (略)
第120条 (略)

（敷地使用実態の調査）

- 第121条 (略)
- (1) ～ (3) (略)
 - (4) (略)
 - ① ～ ② (略)
 - ③ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
 - ④ (略)
 - (5) ～ (7) (略)

（建物調査）

第122条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に在する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第76条から第78条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 ～ 3 (略)

第123条 (略)
第2節 (略)

(企業概要書)

第127条 企業内容等の調査書は、第123条の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第128条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第124条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1) ～ (3) (略)

第129条 (略)

(移転計画書の作成)

第130条 予備調査に係る工場等の移転計画書は、第123条から第126条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1) ～ (7) (略)

2 (略)

第3節 (略)

(補償概算額の算定)

第131条 前条で作成する移転計画書(2又は3案)の補償概算額の算定は、第127条から前条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 (略)

第1節 (略)

第132条 (略)

(企業内容等の調査)

第133条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第127条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

(1) ～ (8) (略)

(敷地使用実態の調査)

第134条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第124条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

① ～ ② (略)

③ 原材料、製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに製品等の品目及び数量

④ (略)

(5) ～ (7) (略)

第2節 (略)

(企業概要書)

第135条 企業内容等の調査書は、第133条の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)

(企業概要書)

第124条 企業内容等の調査書は、第120条の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第125条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第121条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1) ～ (3) (略)

第126条 (略)

(移転計画書の作成)

第127条 予備調査に係る工場等の移転計画書は、第120条から第123条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1) ～ (7) (略)

2 (略)

第3節 (略)

(補償概算額の算定)

第128条 前条で作成する移転計画書(2又は3案)の補償概算額の算定は、第124条から前条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 (略)

第1節 (略)

第129条 (略)

(企業内容等の調査)

第130条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第124条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

(1) ～ (8) (略)

(敷地使用実態の調査)

第131条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第121条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

① ～ ② (略)

③ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量

④ (略)

(5) ～ (7) (略)

第2節 (略)

(企業概要書)

第132条 企業内容等の調査書は、第130条の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)

を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第136条 工場等の移転工法案は、第77条から第85条まで、第87条、第133条及び第134条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) ~ (7) (略)
- 2 (略)

第137条 (略)

第11章 (略)

(再算定業務)

第138条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

第139条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

- (1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る要綱、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の要綱等により算定する。
- (2) 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、調査職員の指示による。

第12章 (略)

第140条 (略)

第141条 (略)

(現地踏査及び資料作成)

第142条 (略)

- (1) (略)
 - ① ~ ③ (略)
 - ④ 幹線道路の種別及び幅員
 - ⑤ ~ ⑧ (略)
- (2) ~ (6) (略)

第143条 (略)

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第144条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第141条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 ~ 3 (略)

第145条 (略)

第13章 (略)

(補償説明)

第146条 (略)

を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第133条 工場等の移転工法案は、第74条から第82条まで、第84条、第130条及び第131条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) ~ (7) (略)
- 2 (略)

第134条 (略)

第11章 (略)

(再算定業務)

第135条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

第136条 建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

- (1) 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る要綱、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の要綱等により算定する。
- (2) 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、調査職員の指示による。

第12章 (略)

第137条 (略)

第138条 (略)

(現地踏査及び資料作成)

第139条 (略)

- (1) (略)
 - ① ~ ③ (略)
 - ④ 幹線道路の種別、幅員
 - ⑤ ~ ⑧ (略)
- (2) ~ (6) (略)

第140条 (略)

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第141条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第138条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 ~ 3 (略)

第142条 (略)

第13章 (略)

(補償説明)

第143条 (略)

[第147条](#) (略)
[第148条](#) (略)
[第149条](#) (略)
[第150条](#) (略)
[第151条](#) (略)

第14章 (略)

第1節 (略)

[第152条](#) 地盤変動影響調査とは、県営事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

[第153条](#) (略)

[第154条](#) 損害等をてん補するために必要な費用負担の可否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が県営事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 (略)

第2節 (略)

[第155条](#) (略)

第15章 (略)

[第156条](#) (略)
[第157条](#) (略)
[第158条](#) (略)
[第159条](#) (略)
[第160条](#) (略)
[第161条](#) (略)

第16章 (略)

[第162条](#) (略)
[第163条](#) (略)

第17章 (略)

[第164条](#) (略)
[第165条](#) (略)
[第166条](#) (略)
[第167条](#) (略)
[第168条](#) (略)
[第169条](#) (略)
[第170条](#) (略)
[第171条](#) (略)

[第144条](#) (略)
[第145条](#) (略)
[第146条](#) (略)
[第147条](#) (略)
[第148条](#) (略)

第14章 (略)

第1節 (略)

[第149条](#) 地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

[第150条](#) (略)

[第151条](#) 損害等をてん補するために必要な費用負担の可否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が直轄事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 (略)

第2節 (略)

[第152条](#) (略)

第15章 (略)

[第153条](#) (略)
[第154条](#) (略)
[第155条](#) (略)
[第156条](#) (略)
[第157条](#) (略)
[第158条](#) (略)

第16章 (略)

[第159条](#) (略)
[第160条](#) (略)

第17章 (略)

[第161条](#) (略)
[第162条](#) (略)
[第163条](#) (略)
[第164条](#) (略)
[第165条](#) (略)
[第166条](#) (略)
[第167条](#) (略)
[第168条](#) (略)

[第172条](#) (略)
[第173条](#) (略)
[第174条](#) (略)
[第175条](#) (略)
[第176条](#) (略)

第18章 (略)

[第177条](#) (略)

第19章 (略)

(保安林解除等申請図書の作成)

[第178条](#) (略)
2 (略)

3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第2416号）第7条及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年6月23日農林省令第40号）施行規則第14条に規定する国有林野の使用申請手続レに要する関係書面を作成することをいう。

[第179条](#) (略)
[第180条](#) (略)
[第181条](#) (略)

第20章 (略)

[第182条](#) (略)
[第183条](#) (略)
[第184条](#) (略)
第21章 (略)

[第185条](#) (略)
[第186条](#) (略)

第22章 (略)

[第187条](#) (略)
[第188条](#) (略)
[第189条](#) (略)

(登記及び権利に関する調査)

[第190条](#) 登記所備付け地図の転写は、[第50条](#)を、土地の登記記録の調査は、[第51条](#)を、権利者の確認調査は、[第53条](#)をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。

[第191条](#) (略)
[第192条](#) (略)

(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)

[第193条](#) [第188条](#)から前条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票

[第169条](#) (略)
[第170条](#) (略)
[第171条](#) (略)
[第172条](#) (略)
[第173条](#) (略)

第18章 (略)

[第174条](#) (略)

第19章 (略)

(保安林解除等申請図書の作成)

[第175条](#) (略)
2 (略)

3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第2416号）第7条及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年6月23日農林省令第40号）施行規則第14条に規定する国有林野の使用申請手続キに要する関係書面を作成することをいう。

[第176条](#) (略)
[第177条](#) (略)
[第178条](#) (略)

第20章 (略)

[第179条](#) (略)
[第180条](#) (略)
[第181条](#) (略)
第21章 (略)

[第182条](#) (略)
[第183条](#) (略)

第22章 (略)

[第184条](#) (略)
[第185条](#) (略)
[第186条](#) (略)

(登記及び権利に関する調査)

[第187条](#) 登記所備付け地図の転写は、[第47条](#)を、土地の登記記録の調査は、[第48条](#)を、権利者の確認調査は、[第50条](#)をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。

[第188条](#) (略)
[第189条](#) (略)

(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)

[第190条](#) [第185条](#)から前条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票

(様式第30号の1、第30号の2)に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。

(1) ～ (8) (略)

2 (略)

第194条 (略)

第195条 (略)

第23章 (略)

(写真台帳の作成)

第196条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第116条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。

(4) ～ (6) (略)

2 ～ 4 (略)

(様式第30号の1、第30号の2)に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。

(1) ～ (8) (略)

2 (略)

第191条 (略)

第192条 (略)

第23章 (略)

(写真台帳の作成)

第193条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第113条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。

(4) ～ (6) (略)

2 ～ 4 (略)

(略)

(略)